

千葉県国土強靱化プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等にかかる施策を総合的かつ計画的に実施する「千葉県国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)を推進するため、「千葉県国土強靱化プロジェクトチーム」(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次の各号に掲げる事務を所掌する。
(1) 地域計画の策定及び推進に係る重要事項に関すること。
(2) その他、国土強靱化に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 チームは、チームリーダー及びチーム員をもって構成する。
2 チームリーダーには防災危機管理部次長を、チーム員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 チームの会議は、必要に応じチームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。
2 会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 チームの円滑な運営を図るため、下部組織として、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
3 幹事長には防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。
4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 チームは、オブザーバーとして、地域振興事務所長の出席を求めることができる。
2 オブザーバーは、チームの会議において意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 チーム及び幹事会の庶務は、防災危機管理部防災政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、チームリーダーが別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

チームリーダー	防災危機管理部 次長
チーム員	総務部 次長 総合企画部 次長 健康福祉部 次長 環境生活部 次長 商工労働部 次長 農林水産部 次長 県土整備部 次長 水道局 水道部 次長 水道局 工業用水部 次長 企業土地管理局 技監 病院局 副病院局長 教育庁 企画管理部 次長 警察本部 警備部 参事官

別表第2 (第5条関係)

幹事長	防災危機管理部 次長
幹事	総務部 総務課 副課長 総合企画部 政策企画課 政策室長 防災危機管理部 防災政策課 副課長 健康福祉部 健康福祉政策課 政策室長 環境生活部 環境政策課 政策室長 商工労働部 経済政策課 政策室長 農林水産部 農林水産政策課 政策室長 県土整備部 県土整備政策課 政策室長 水道局 総務企画課 政策室長 企業土地管理局 経営管理課 経営管理室長 病院局 経営管理課 経営企画戦略室長 教育庁 企画管理部 教育政策課 教育立県推進室長 警察本部 警備部 警備課 管理官